

他市の生垣助成制度の事例

		船橋市	市原市	八王子市	磐田市	調布市	市川市	新潟市
生垣の定義			樹高のほぼ均一的な樹木を列植し、竹、丸太等を補助材料に用いる垣根	樹高のほぼ均一的な樹木を相互に枝葉が触れ合う程度に列植したもの(標準仕様図あり)		生垣の形態をもった植樹帯	樹高のほぼ均一的な樹木を列植し、竹、丸太等を補助材料に用いる垣根	
補助対象者		市内に住宅用地を所有し、又は借地する個人 ※販売を目的とする住宅用地は対象外	住宅用地を所有し、使用している者 ※販売を目的とする住宅用地は対象外	市内に土地を所有又は使用する者 ※当該土地の販売を目的とする個人又は法人は対象外	住宅用地又は事業所用地の周囲又は一部	※不動産業者、開発業者が業として設置又は撤去する場合は対象外	本市内において建物敷地を所有し又は使用する者で、当該建物敷地の接道部に生垣を設置する者	市内に居住する者又は、事務所が市内に所在する法人。但し分譲を目的とする場合は除く。
接道要件		公衆用道路(幅員4m以上又は建築基準法第42条第2項に規定する道路にあたっては、同項に規定された道路のみならず境界線以上後退した線)に面した部分		4m以上の道路に隣接している生垣のみ対象	※建築基準法第42条第2項道路内には植栽しないこと。	4m以上の道路に隣接している生垣のみ対象	建築基準法42条に規定する道路に接する部分	設置する生垣が国、県、市道、その他建築基準法上の道路に3m以上面していること。
生垣の要件	①設置条件	新たな生垣の設置		新たな生垣の造成				新たな生垣の設置
	②高さ	1m以上	概ね0.9m以上	概ね0.9m以上	概ね0.8m以上	概ね0.8m以上	植栽時に1.2m以上	1.2m以上
	③延長	3m以上	5m以上	2m以上	3m以上	3m以上	3m以上	3m以上
	④m当り本数	2本以上	2本以上		2本以上		2本以上	2本以上
	⑤その他		推奨木に限る				相互に枝葉が触れ合う	
補助額	生垣の設置	経費の2分の1で1m当り6,000円以下で上限90,000円	1m当り2,000円で上限50,000円	標準仕様の生垣の造成に係る場合は、造成費の5分の4で、上限120,000円。その他の場合は、造成費の5分の4で、上限60,000円	工事費、設計費の2分の1以内 上限80,000円(千円端数で切り捨て)	1m当り10,000円以下	すべての経費が対象で1m当り20,000円以下。但し、申請書自らが設置、撤去するする場合の手間は対象としない。	1m当り3,000円以下で上限90,000円
	既存ブロック等の撤去	経費の2分の1で1m当り3,000円以下で上限45,000円	1m当り2,500円で上限50,000円	撤去に要した費用の5分の4で、上限36,000円。		1m当り10,000円以下		1m当り3,000円以下で上限90,000円
	その他	生垣の育成保全 延長15m以上30m未満の健全な生垣に対し、年額100円を補助						
保存要件		5年間保存義務。道路境界より後退するよう管理に努めること	5年間保存義務。	5年間保存義務。義務が不履行な場合は補助金の返還あり	5年間保存義務。	5年間保存義務。義務が不履行な場合は補助金の返還あり	10年間保存義務。義務が不履行な場合は補助金の返還あり	5年間保存義務。

他市の生垣助成制度の事例

		寝屋川市	茨木市	豊中市	吹田市	貝塚市	藤井寺市	大阪狭山市	摂津市
生垣の定義									
補助対象者		①住宅地・事業所等の敷地を所有し又は使用する方。②民営駐車場の敷地の所有者で緑地等の設置を行う方	住宅地又は事務所・事業所等の敷地を所有し、又は使用する個人及び団体等(宅地建物の分譲を業とする者を除く)	市内に生垣を設置し、その土地に居住し、又は事業を営むもの	市内において住宅又は事業所の敷地を有する市民	市民及び事業者	市民及び事業者	市民及び事業者	市内において居住若しくは事業の用に供する敷地を所有し、又は使用する者
接道要件		一般の通行の用に供される道路に面したもの	2m以上の道路に隣接している生垣のみ対象	4m以上の道路に隣接している生垣のみ対象	道路(一般通行にきょうされている私道を含む)に面している生垣	道路に面する生垣等	公衆用道路に面する生垣等	道路に面する生垣等(緑化協定区域外)	公衆用道路に面する生垣(列状に並んでいる植栽樹木)
生垣の要件	①設置条件	新たに生垣、緑地等を設置されたもの	新たな生垣、道路にはみ出して通行を妨げている生垣の植え替え				新たな生垣、道路にはみ出して通行を妨げている生垣の植え替え		新たに設置されたもの
	②高さ		1m以上	1.0m以上	1.0m以上	1.5m以上	1m以上	1m以上	1m以上
	③延長	2m以上	2m以上	2m以上	2m以上	2m以上	2m以上	5m以上	2m以上
	④m当り本数	3本以上	3本以上	3本以上	2本以上	3本以上	3本以上	3本以上	3本以上
	その他		1箇所につき1回限り	1箇所につき1回限り但し、1年以内の追加工事1回に限り可能					
補助額	生垣の設置	経費の2分の1以内で1m当り5,000円以内で上限50,000円	1m当り5,000円以下で上限75,000円	樹木購入代金の3分の2で、上限60,000円	1m当り5,000円以下	樹木購入代金で1m当り7,000円限度 ブロック塀の撤去補助と併せて上限200,000円	樹木購入代金で1m当り8,000円限度 ブロック塀の撤去補助と併せて上限160,000円	経費の2分の1以内で上限50,000円	1m当り5,000円で上限50,000円
	既存ブロック等の撤去	経費の2分の1以内で1m当り12,000円以内で上限120,000円	1m当り2,500円で上限50,000円		1m当り2,500円以下	1m当り3,000円以下	ブロック塀を取り壊して生垣を設置する場合は、1m当り16,000円上限		1m当り2,500円で上限25,000円
	その他				つたによる垂直緑化：ブロック塀等をつたで被う場合、1m当りつた苗5本を配布	つたによる垂直緑化：ブロック塀等をつたで被う場合、1m当りつた苗5本を配布	つたによる垂直緑化：ブロック塀等をつたで被う場合、1m当りつた苗5本を配布		
保存要件		5年間保存義務。		5年間保存義務。	5年間保存義務。義務が不履行な場合は補助金の返還あり	5年間保存義務。義務が不履行な場合は補助金の返還あり	5年間保存義務。義務が不履行な場合は補助金の返還あり	5年間保存義務。	5年間保存義務。義務が不履行な場合は補助金の返還あり